### 市町村のまちづくり

# つくば市における景観まちづくり

つくば市都市計画部都市計画課 主事 加藤 遼一

#### はじめに

つくば市は、筑波山をシンボルとして、田園景観、研 究学園都市の風格ある景観、つくばエクスプレスの開業 や圏央道の開通などによって新たに作り出される景観な ど、地域それぞれに多彩で魅力ある景観が共存していま す。

市は、平成17年8月24日に景観法に基づく景観行政 団体となり、「つくば市景観条例」及び「つくば市景観 計画」を定め、市全域を景観計画区域として良好な景観 の形成に取り組んでいます。

今回は、その取り組みの中から3点紹介させていただきます。

### ■つくばの景観100とつくば景観ルートマップ

「つくばの景観100」とは、つくば市都市計画マスタープラン策定(平成17年3月)に協力した市民ワークショップ景観班のメンバーと市職員が協働して、つくばにふさわしい優れた景観の写真を厳選し、平成18年4月に100の景観としてまとめたものです。



「つくば景観ルートマップ」とは、つくばの景観100をもとに、平成18年度から平成28年度まで毎年開催した景観見学会における見学地や、平成30年3月に開催した景観シンポジウム(つくば市景観条例制定10周年事業)の講演内容や資料をもとに、令和元年10月に作成したものです。つくばの優れた景観を実際に体験してもらうため、多様な景観を堪能できる5つのルートと、春に訪れたい桜のスポットを掲載しています。



つくばの景観100とつくば景観ルートマップは、QR コードからアクセスしてご覧いただけます。

#### ■景観協定

景観協定とは、景観法に基づき、景観計画区域内の一 団の土地について、土地所有者等の全員の合意により、 当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結 する協定のことで、景観行政団体の長が認可するもので す。

景観協定では、建築物の形態意匠、敷地、位置、規模、 用途等の基準や、緑化に関する事項、屋外広告物の基準 など幅広く定めることができます。

令和4年1月現在、市内13ヶ所で景観協定を認可しており、住民主体の景観まちづくりが行われています。

協定名称	認可日
葛城C43戸建街区景観協定	平成21年1月30日
ウッドユータウンつくば竹園三丁目景観協定	平成25年8月27日
スマ・エコシティつくば研究学園景観協定	平成25年11月19日
ソシエルみどりのイーストリア景観協定	平成28年12月9日
ソシエルみどりのウエストリア景観協定	平成29年6月16日
デュオアベニューつくば吾妻東街区景観協定	平成29年12月21日
春風台ヒュッゲガーデン街区景観協定	平成30年6月18日
デュオアベニューつくば吾妻西街区景観協定	平成30年12月14日
竹園ガーデン=景観協定	平成31年2月15日
流星台 D18、D19、D20街区景観協定	令和元年12月27日
ブリージアみどりのノースエリア景観協定	令和2年2月20日
さくらの森5、8、13、14、15番地景観協定	令和2年5月15日
上河原崎D25地区景観協定	令和3年9月24日





#### ■広告付きバス停上屋

広告付きバス停上屋とは、上屋に設置される広告物から得られる広告料収入を財源に、広告事業者が設置及び維持管理しているものであり、市内において比較的利用者が多い一部のバス停でこの上屋が整備されています。

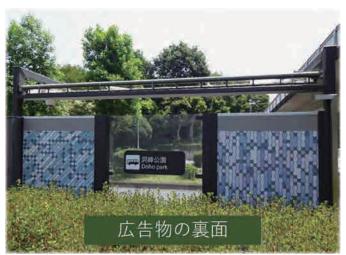
上屋に設置される広告物については、つくば市景観審議会へ諮問し、つくば市屋外広告物条例における特例の許可を受けており、また、上屋及び時刻表等を掲示しているバス停サインについても、景観に配慮したデザインや色彩とすることで、良好な景観の形成に努めています。

上屋が整備されることにより、雨風がしのげたり、照明が付き明るくなることで夜間の防犯に役立つなど、バス待ち環境が向上しています。



広告物の裏面については、筑波大学で芸術・デザインを学ぶ学生によって、各バス停の周辺環境に配慮したコンセプトでデザインされた作品を表示しており、景観を向上させる一役を担っています。

写真のバス停は、洞峰公園が近くにあるため、色々な 形を探し出す楽しみを意識し、子供たちの観察眼を刺激 するようなコンセプトでデザインされています。



広告募集時に表示するデザインについては、市の景観をPRするため、「つくば景観ルートマップ」に掲載されている写真を使用したデザインを表示してもらうことで、周囲の景観に配慮しています。



#### ■おわりに

つくば市ならではの特徴ある優れた景観を大切にし、 活かしていくことは、魅力的なまちづくりにとって欠か せない要素であり、市民がつくばの優れた景観を知り、 大切にしようとする気持ちを共有することが重要です。 また、景観まちづくりは、景観形成の主体となる「市 民・事業者・市」が、良好な景観を形成しようとする目 標・目的を共有し、協働により進めることが必要となり ます。

平成30年3月に開催した景観シンポジウムにおいて、市長が「まちづくり宣言」を行い、より一層景観まちづくりを進めていくことを表明しました。今後も、様々な取り組みを進めることで、街並みなどの景観向上だけでなく、地域の自然や環境の保全、観光・商業・農業の振興、歴史・文化の継承など、多様な展開に結びつけることにより、地域社会の健全な発展を目指していきます。

## まちづくり宣言

地域が一体となった協働により、筑波山 をはじめとする恵み豊かな自然や、万葉の 時代から続く歴史と文化、筑波研究学園都 市の街並み等、先人から引き継いだ資源を 活かした美しい景観を実現するとともに、 これらと調和のとれた観光振興により、故 郷の景観を未来の世代へ継承します。

平成30年3月17日



